

石教給第42号  
令和6年9月19日

石狩市学校給食センター運営委員会  
委員長 若林公一様

石狩市教育委員会  
教育長 佐々木 隆 哉



学校給食費の適正な水準について（諮問）

下記の事項について、石狩市学校給食センター条例第8条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

記

諮問事項 学校給食費の適正な水準について

諮問理由

本市の学校給食費は、令和3年11月22日に貴委員会より答申を頂き、令和4年4月1日に現行の一食単価に改定致しました。

この改定以降、世界的な社会情勢の動きや気象変動などによる資源価格の高騰や円安の進行により、様々な物価が急激に高騰しております。

このような中、令和5年には学校給食費の適正な水準について貴委員会より答申を頂きましたが、令和6年度については、国の物価高騰対策の臨時交付金を活用することにより、学校給食費については従前の一食単価に据え置きとしました。

最近においてもこの物価高騰傾向は続いており、令和5年に答申頂いた学校給食費の適正な水準では安定した充足率及び食品構成の維持、安心・安全な給食提供の継続が一層難しくなる状況が想定されます。

このことから、小学1年生から中学3年生まですべての区分において、物価上昇に対応した、学校給食費の適正な水準についてご審議頂きたく、貴委員会に諮問するものです。